

2020年度以降のキャップ&トレード制度について ー削減義務率等ー

東京都キャップ&トレード制度
「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第6回会合
平成30年8月30日（木）8：45～11：00
第二本庁舎10階210・211会議室

第6回検討会における検討事項

第三期の削減義務率等について、これまでの検討内容及びこれまでに寄せられた対象事業者等からの意見も踏まえ、検討する。

※本検討会においては、削減義務率等は「現行の基準排出量を継続する場合」の例を提示する。

1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

＜基本的考え方＞ キャップ&トレード制度の考え方と2020年以降の取組の方向性

- ①2030年目標からのバックキャスティングについて（第三期と第四期との必要削減量の配分）
- ②オフィスや工場等の区分別の削減義務率
- ③第二期に行った特別の配慮事項について
- ④バンキングの仕組みについて

2. トップレベル事業所認定の仕組みについて

資料4：「第三期におけるトップレベル事業所認定の仕組みについて」により説明

（参考）第7回検討会における検討事項

第6回検討会での検討状況を踏まえ、継続して検討が必要な事項等について、検討する。

＜主な検討事項＞

- 第6回検討会から継続して検討が必要な事項について
- これまでの検討事項の取りまとめ

<基本的考え方> キャップ&トレード制度の考え方と2020年以降の取組の方向性

【これまでの経緯と成果、都を取り巻く動向】

➤2007年「東京都気候変動対策方針」を策定

- ・気候変動に伴う危機回避のため、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下に（先進国は、6～8割程度の劇的な削減を行うことが必要）
- ・エネルギー需要側の大都市として、低エネルギー・低CO₂型都市への転換にむけ、対策強化の必要性を提起
- ・低CO₂型都市へ転換するための考え方は、

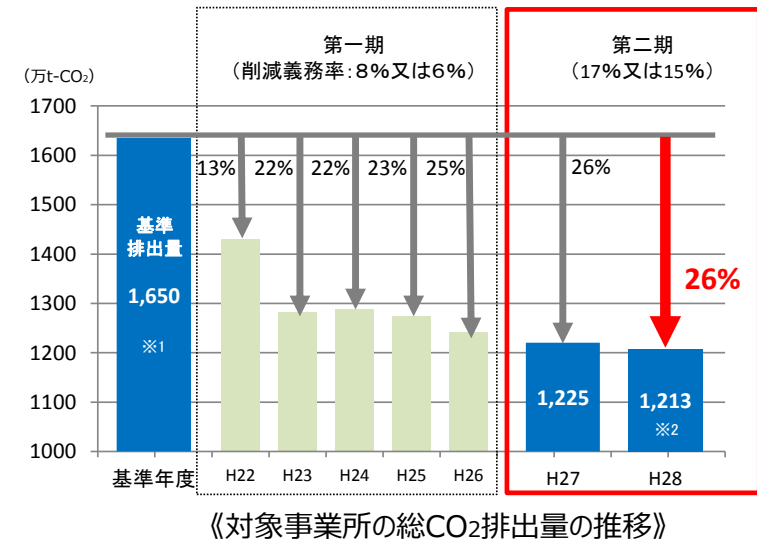
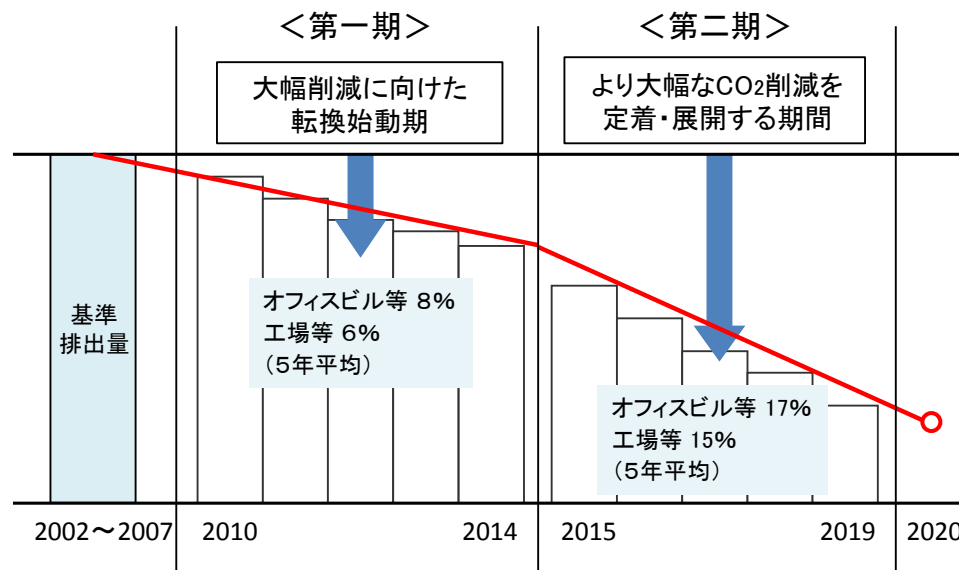
第一に、省エネルギー対策の徹底と自然の光や風の利用によるエネルギー消費の削減

第二に、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの積極的な活用

- ・大規模事業所には、大量排出者として率先して排出量削減に取り組んでいく責務があることから、CO₂排出量の総量削減義務と、削減義務を経済的かつ合理的に履行するための排出量取引制度の導入を提起

➤2010年 大規模事業所に対するキャップ&トレード制度を開始

- ・2008年 制度導入を決定。第一期の削減義務率とともに、第二期の削減義務率の見通しを公表
- ・第一期を「大幅削減に向けた転換始動期」、第二期を「より大幅なCO₂削減を定着・展開する期間」と位置付け
- ・対象事業所では、設備更新や運用対策、テナントとの連携により、省エネ対策を大きく推進し、大幅削減を実現した対象事業所も



※1 基準排出量とは、事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値
※2 2018年1月18日時点の集計値（電気等の排出係数は第二期の値で算定）

<基本的考え方> キャップ&トレード制度の考え方と2020年以降の取組の方向性

<2020年度以降（第三、四期）の取組イメージ>

世界共通
目標

今世紀の半ばまでに世界全体の温室
効果ガス排出量を「**半減以下**」に

産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に保つ（1.5℃を追及）ため、今世紀後半には、
温室効果ガスの排出を「**実質ゼロ**」に

都目標

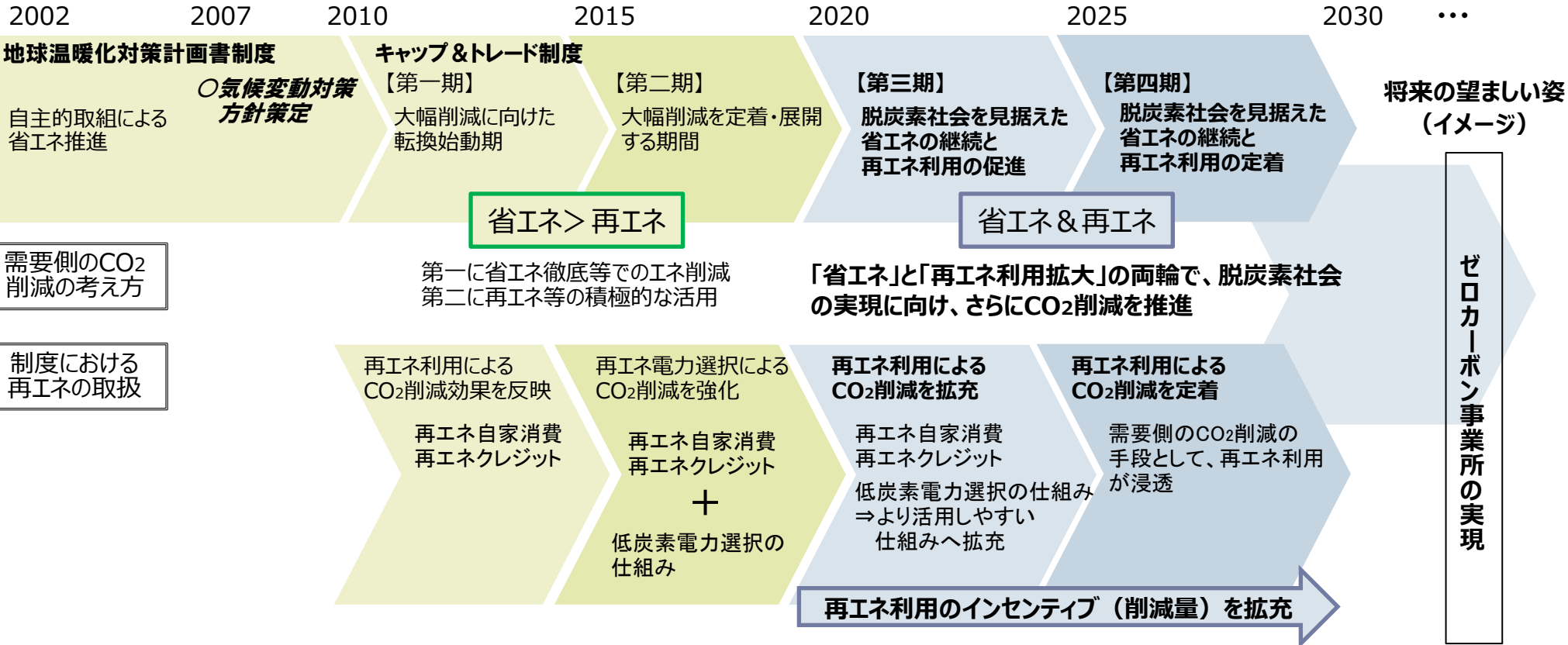
GHG：2000年比**25%削減**
エネ消費量：2000年比30%削減

GHG：2000年比**30%削減**
エネ消費量：2000年比38%削減

第5次IPCC報告等を
上回る削減を目指す
（GHGを2010年比
40～70%削減）

ゼロエミッション東京

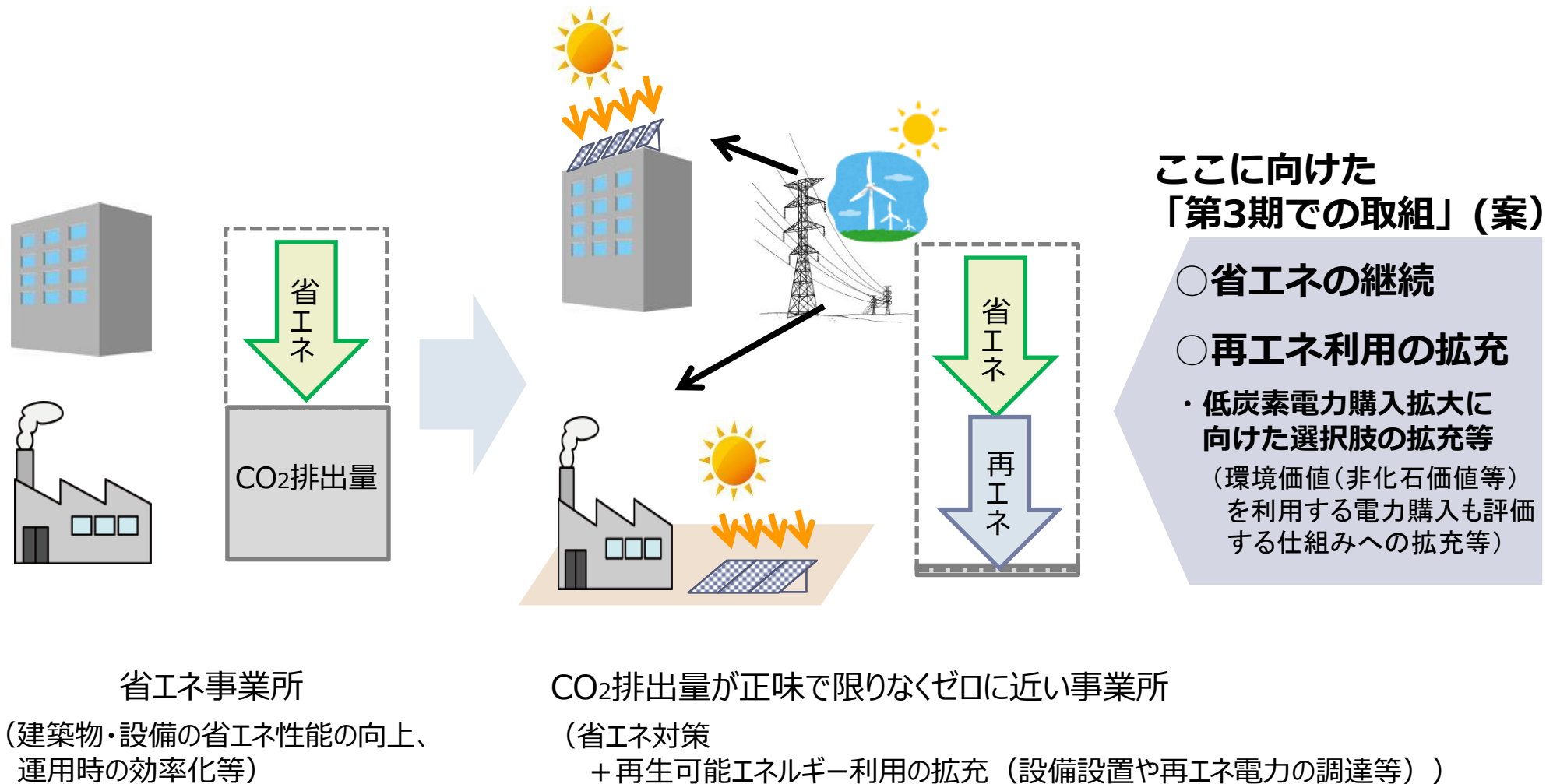
国：2030年までに新築建築物の平均で
「ZEB」を実現（エネルギー基本計画）



<基本的考え方> キャップ&トレード制度の考え方と2020年以降の取組の方向性

(参考) 将来の望ましい姿 (ゼロカーボン事業所) のイメージ

省エネ対策 (建築物・設備の省エネ性能の向上、運用時の効率化等) と併せて、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用や再エネ電力の調達等により、年間CO₂排出量が正味 (ネット) で限りなくゼロに近い事業所



1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

① 2030年目標からのバックカスティングについて（第三期と第四期との必要削減量の配分）

○考え方

<第一期・第二期について>

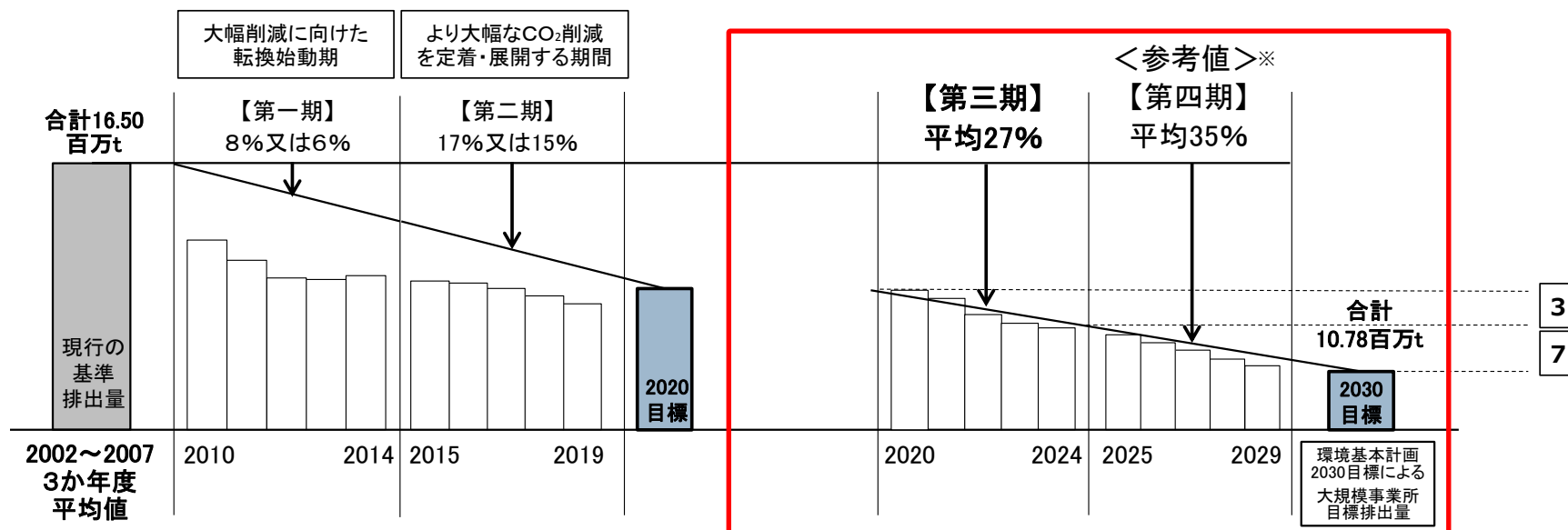
- ・2020年目標の達成に向けた2010年からの取組の考え方として、最初の5か年（第一期）を「大幅削減に向けた転換始動期」、続く5か年（第二期）を「より大幅なCO₂削減を定着・展開する期間」と考え、2020年目標までの削減を3:7に配分して設定

<第三期・第四期について>

- ・2020年度以降（第三、四期）の制度は、「2030年目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージとなる。⇒「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」を推進していくフェーズ
- ・特に、「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」に関しては、低炭素電力の選択行動の大幅な拡大等を期待

2030年目標からバックカスティングして削減義務率を算定する際の必要削減量の配分についても、最初の5か年（第三期）を転換始動期、続く5か年（第四期）を定着・展開期と捉え、3：7に配分する考え方が適当ではないか。

【現行の基準排出量を継続する場合のバックカスティングのイメージ】



※第四期の削減義務率についても見通しとして示すが、第四期開始前に改めて検討し、専門家への意見聴取を行った上で決定

1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

②オフィスや工場等の区分別の削減義務率

＜事業所の特性を考慮した削減義務率の設定の考え方＞

- ・本制度では、オフィスや商業ビル等の事業所を区分Ⅰ、工場や上下水施設、廃棄物処理施設等の事業所を区分Ⅱに分類し、それぞれの特性を踏まえた削減義務率を設定

○第一期、第二期の区分別の削減義務率

区分			第一期	第二期	削減義務率設定の考え方
Ⅰ	Ⅰ－１	オフィスビル等と熱供給事業所 （区分Ⅰ－２に該当するものを除く）	８％	１７％	地域冷暖房等の熱を多く利用している事業所（区分Ⅰ－２）は、一般的に事業所全体のエネルギー消費量の約３割を占める主要な設備である熱源の設備更新等による削減が困難であること等を考慮し、削減義務率を２ポイント低く設定
	Ⅰ－２	オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所※	６％	１５％	
Ⅱ		工場等の区分Ⅰ－１、区分Ⅰ－２以外の事業所	６％	１５％	区分Ⅱは、区分Ⅰと比較して熱源や空調、照明といった汎用設備によるエネルギー消費の事業所全体における割合が少なく、これらの設備の更新等の省エネ対策による削減が少ないことを考慮し、区分Ⅰ－１より削減義務率を２ポイント低く設定

※事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が２０％以上の事業所

1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

＜区分別の省エネ余地＞※

○区分Ⅰ－１と区分Ⅰ－２について

- ・主に熱源の設備更新等による省エネ余地差の影響から、全対策でみた場合、約2ポイントの差が生じている。

○区分Ⅰと区分Ⅱについて

- ・区分Ⅱは、区分Ⅰと比べ、主に事業所全体における汎用設備のエネルギー消費割合が少ないこと等による省エネ余地差の影響から、全対策でみた場合、区分Ⅰ－１と約2ポイントの差が生じている（生産設備等においても省エネ余地が見込まれる）。

※第5回検討会で提示した、2015年度に提出された点検表（2014年度実績）を基に、算定した第三期まで（2024年まで）の省エネ余地

〔省エネ余地の差〕

区分Ⅰ－１：



区分Ⅰ－２：



熱源
設備少
余地小
約2ポイント

区分Ⅱ：



生産
設備
余地
汎用
設備少
余地小
約2ポイント

■：熱源・照明等に関する省エネ余地

＜第三期の削減義務率の案＞

第三・四期は、「省エネの継続」と「再エネ利用拡大」の両輪で削減を進めていくフェーズ

第三期は2030年目標に向けた最初の5か年（始動期）として、第一・二期の時と同様に、省エネ余地差等を考慮して各区分の削減義務率を設定してはどうか

○第三期の区分別の削減義務率（案）

区分		第三期
Ⅰ－１	オフィスビル等と熱供給事業所 （区分Ⅰ－２に該当するものを除く）	27%
Ⅰ－２	オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係る エネルギーを多く利用している事業所※	25%
Ⅱ	工場等の区分Ⅰ－１、区分Ⅰ－２以外の事業所	25%

※事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上の事業所

（参考）区分別の削減実績 ■：第一期
■：第二期（2016年度時点）

基準比削減率（平均値）

0% 10% 20% 30%

Ⅰ－１（約800所）



Ⅰ－２（約200所）



Ⅱ（約200所）



全事業所（約1200所）



1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

③第二期に行った特別の配慮事項について

＜第二期の配慮事項＞

- ・「大幅削減に向けた転換始動期」と位置づけた第一期の実績等を踏まえ、第二期は「より大幅なCO₂削減を定着・展開する期間」として位置付け、第一期より9ポイント高い削減義務率を設定
- ・同時に、「より大幅なCO₂削減を定着・展開する期間」における特別の配慮として、次の3点の対応を実施

- 中小企業が1/2以上所有する大規模事業所は削減義務の対象外※
- 電気事業法第27条による使用制限の緩和対象事業所への削減義務率の緩和
- 新規参入事業所（第一期の途中及び第二期から新たに削減義務の対象となる事業所）への対応

※ 「中小企業」とは、中小企業基本法に定める中小企業者（大企業等が1/2以上出資などの場合を除く）、中小企業等協同組合法に定める事業協同組合等
中小企業の資金基盤等が弱いことを考慮し、第二期から削減義務の対象外としている。削減義務の対象とはならないが、大規模事業所として対策を推進するものとし、地球温暖化対策計画書の提出・公表を行っている。

1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

＜電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所について＞

○電気事業法第27条の使用制限について

- 使用制限の背景、目的
 - ・2011年の東日本大震災の影響により、電力供給力が大幅に減少し、大幅な需給ギャップが発生
 - ・これに対処するため、「計画停電の原則不実施」の維持に向けて、需要面では使用最大電力を一律15%削減という需要抑制目標が立てられ、大口需要家、小口需要家、家庭の各部門で対策を講じることとした。
 - ・契約電力が500kW以上の大口需要家には、電気事業法第27条に基づき、同年夏の電力需要が増加する見込みの期間、時間帯において、電力使用制限（前年夏の同期間における「使用最大電力から15%削減」）を義務付け（故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象）
- 使用制限対象者
東北電力及び東京電力供給区域内で契約電力500kW以上（使用制限期間中）の事業所
- 使用制限の内容
使用制限期間・時間帯における使用最大電力を前年夏の使用最大電力等（基準電力）の85%以内（削減率15%）に制限
- 使用制限の期間・時間帯
東京電力管内：2011年7月1日～9月9日（ただし、土日、祝日を除く） 9時～20時
- 制限緩和
 - ・生命・身体の安全に不可欠な施設等に対して、ピーク削減の困難性等の観点から、削減率を15%から緩和したり、使用制限の時間帯が限定されるなどの使用制限の緩和を実施

※資源エネルギー庁資料「電気事業法第27条に基づく使用制限について」（2011年6月）より抜粋して記載

1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

（参考）電気事業法第27条の制限緩和措置の類型

1. 生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備		
①医療関係	医療施設	削減率0%
	使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品製造業、製造販売・卸売業、医薬機器製造業	削減率0%
②老人福祉・介護関係	使用制限が生命・身体の安全確保に影響を及ぼす老人福祉施設、介護保険施設、障害者（児）福祉施設等	削減率0%
③衛生・公衆安全関係	休廃止鉱山公害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する抗排水処理事業	削減率0%
	上下水道、上水道等に原水を供給する揚水機場（調整池を有さないものに限る）	削減率5%
	産業廃棄物処理施設（焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設である場合に限る）	削減率5%
	火葬場	削減率10%
	と畜場	削減率10%

※資源エネルギー庁資料「電気事業法第27条に基づく使用制限について」（2011年6月）より抜粋して記載

1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

2. 安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備		
①24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備	情報処理システムに係る需要設備（例：データセンター、金融機関、航空、通信関係のシステム）	削減率は変動幅に連動する ・変動率10%未満：削減率0% ・変動率10%以上15%未満：削減率5% ・変動率15%以上20%未満：削減率10%
	クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備	
②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備	【交通関係】鉄道一般	・12時～15時：削減率15% ・その他の時間帯：削減率0%
	【交通関係】東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル	削減率0%
	【交通関係】ローカル路線	・片道3本／時：削減率0% ・片道4、5本／時：削減率5%
	【航空関係】航空保安施設	削減率5%
	【航空関係】空港ターミナルビル	
	【物流関係】定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業	
	【物流関係】中央・地方卸売市場	
	【物流関係】港湾運送等に係る需要設備	
	【宿泊関係】ホテル・旅館	削減率10%
	【エネルギー供給関係】発電のためのガス供給等に係る需要設備	削減率0%
	【エネルギー供給関係】発電所等に送水する工業用水	削減率5%
	【その他】一般紙の夕刊印刷工場	・12時～15時：削減率0% ・その他の時間帯：削減率15%
	【その他】夕刊紙の印刷工場	・10時～12時：削減率0% ・その他の時間帯：削減率15%

※資源エネルギー庁資料「電気事業法第27条に基づく使用制限について」（2011年6月）より抜粋して記載

1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

3. 被災地の復旧・復興に不可欠な需要設備		
①被災地の公共機関	地方公共団体の庁舎、県警本部等	削減率0%
	被災地路線（鉄道）	
	震災対応のための人員等を増加して業務を行う郵便事業株式会社の営業所、金融機関、電気通信の用に供される需要設備	
②災害廃棄物処理を行う廃棄物処理施設		契約電力上限
③被災地の地方公共団体の要請により、東日本大震災により失業した被災者を5名以上雇用する被災地に立地する事業所の需要設備		削減率0%
④原子力災害の分析事業のための需要設備		削減率5%

4. その他	
①一括受電マンション等	契約電力上限
②平成23年3月11日以降、今夏の電力使用抑制のために東京・東北電力管外に移転した需要設備	同一法人の他の需要設備の制限値の算定に考慮
③小口需要設備等と連携させて使用電力を抑制する需要設備	共同使用制限スキームと同様の使用抑制が可能
④設備検査等により基準期間・時間帯の使用最大電力の値が契約電力に比して著しく低い場合の基準電力値	契約電力に対し削減率15%

1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

○第二期に行った対応の考え方

- ・第二期の削減義務率は2013年に検討・策定。その検討段階で、第一期の最初の3か年（2010-2012）における対象事業所の削減対策の状況等を分析したが、2011年度に実施された電気事業法第27条の使用制限の影響等についても検討した。
- ・2011年度に実施された電気事業法第27条の使用制限は、「計画停電の原則不実施」の維持に向けて、需要側での使用最大電力削減の順守を主目的とした罰則付きの制度（前年夏比一律15%削減）。なお、ピーク電力削減の困難性等の観点から緩和措置も取られた（一律15%の削減率を0～10%程度等に緩和（削減率が0%に緩和された事業所は、実質的には、使用最大電力の15%削減は不要））。
- ・都としては、使用最大電力の削減率が0%又は5%に緩和された事業所については、2011年度には一部の省エネ対策の計画的な実施が比較的困難であると社会的にも配慮されたと捉えることが適切と考えた（なお、使用最大電力の削減（15%削減）が義務付けられた時間が長時間（東電管内は9：00～20：00）に及んだことから、実質的には、全ての事業者に省エネ対策が求められたものであったとも解釈した）。
- ・こうしたことを踏まえて、使用制限の程度（削減率）が0%又は5%に緩和された事業所の一部に対しては、2015年度からの第二期（「より大幅な削減を定着・展開する期間」として第一期の義務率より9ポイント上昇）での特別な配慮（限定的な対応）として、削減義務率を緩和することとした。

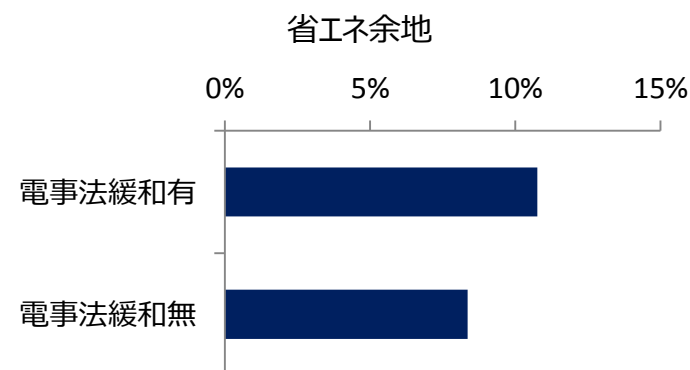
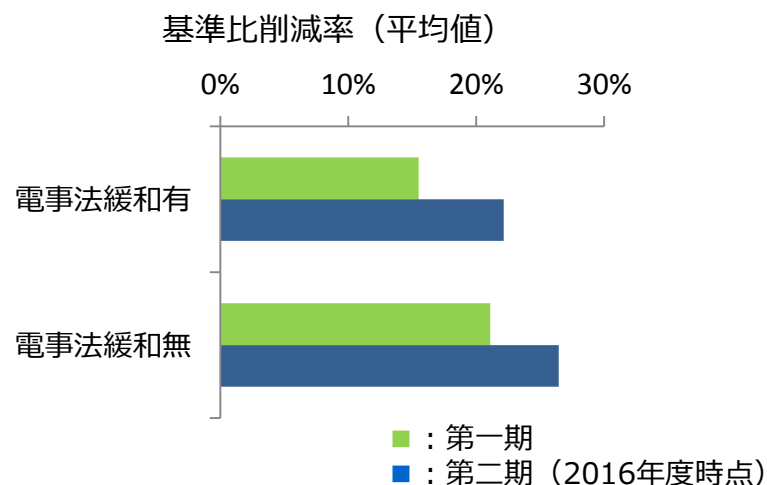
○本制度において緩和対象とした用途及び緩和の程度

電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所	削減率	第二期の削減義務率から減ずる程度
医療施設、医薬品製造販売業（製造業）、医薬品卸売販売業 医療機器製造販売業（製造業）、社会福祉施設等	削減率0%	4%
病院と医学、歯学等の学部や研究所等が主要な施設として一体として立地するもの		
情報処理システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備	変動率10%未満：削減率0%	4%
	変動率10%以上15%未満：削減率5%	2%
水道、下水道、揚水機場（都施設を除く）、産業廃棄物処理施設、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業、定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、中央・地方卸売市場（都施設を除く）、航空保安施設、空港ターミナルビル、港湾運送等に係る需要設備	削減率5%	2%

1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

○これまでの削減実績等

- ・第二期の削減義務率を緩和した対象事業所について、第一期までの削減実績をみると、緩和を受けていない事業所より削減実績が低い状況にはあるが、全体でみると、第一期の削減義務率（8%又は6%）を上回る削減実績となっている。
⇒緩和対象事業所においても削減対策が進められてきたと理解
- ・また、第二期2年度目の実績をみると、制度全体の平均的な削減レベルよりはやや低い状況にはあるが、第二期の削減義務率（17%又は15%）以上に削減は進んでいる。
- ・一方、第三期までの省エネ余地は他事業所と大きくかい離しているものではなく、これらの事業所においても省エネ余地は見込まれている。



○第三期における対応

電気事業法第27条の使用制限及びその制限緩和が終了して10年程度経過する第三期において、2011年度に実施された電気事業法第27条の使用制限による影響をどのように考えていくか。

※緩和対象の対象事業所からは、「第二期と置かれている状況は変わらないため、第三期にも電事法に関連する義務緩和を継続していただきたい」との声が寄せられている。

1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

<新規参入事業所への対応について>

○新たに削減義務の対象となる事業所に対する制度導入時の基本的な考え方

- ・制度開始（2010年度）以降に削減義務の対象となる事業所（新規事業所）は、そのほとんどが新築の事業所であり、制度開始当初から削減義務の対象であった事業所（既存事業所）と比較して、一定程度、省エネ設備等が導入されている事業所が多いと想定し、基準排出量の算定方法に一定の対応を行った。

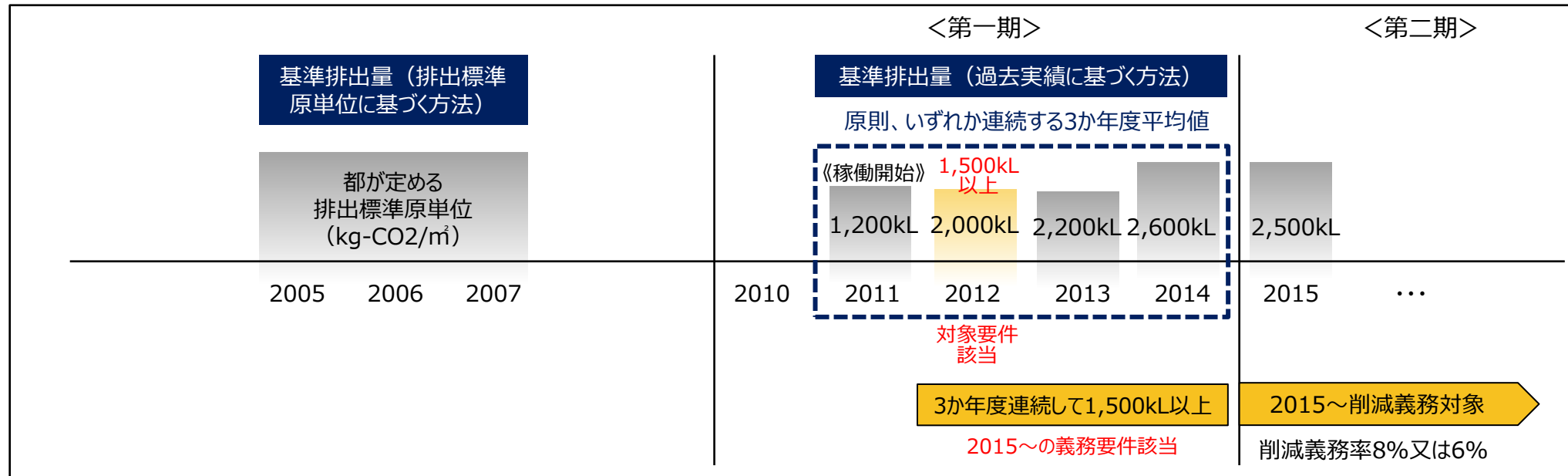
第一期	基準排出量の設定	「過去の排出実績に基づく方法」に加え、「排出標準原単位（2005～2007年度排出量ベース）に基づく方法」により設定可能（ただし、「過去の排出実績に基づく方法」は、地球温暖化の対策の推進の程度がガイドラインに適合する場合に限る（適切な対応を取らずに故意に基準排出量を増加させることが可能となるため）） 「過去の排出実績に基づく方法」 ・・・削減義務期間の開始の年度の4年度前から前年度までのうちの連続する3か年度の年間排出量の平均値から算定 「排出標準原単位（2005～2007年度排出量ベース）に基づく方法」 ・・・2005-2007年度の大規模事業所の排出量を基に、主な用途区毎に都が設定した延べ面積当たりの排出原単位を用いて算定 ※既存事業所の基準排出量は、「過去の排出実績に基づく方法」のみ（2002～2007年度のうち、いずれか連続する3か年度排出量の平均値）のみ
	削減義務率	既存事業所と同様の削減義務率を適用 （「2020年までに2000年比25%削減」に必要な削減義務率：8%又は6%）

○第二期の対応

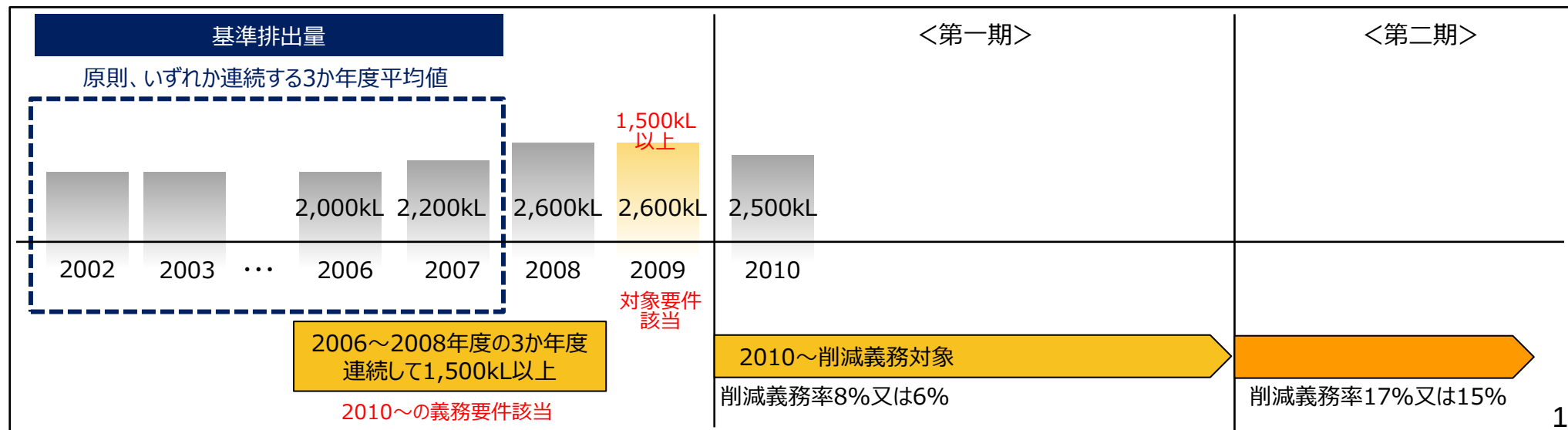
第二期	基準排出量の設定	第一期と同様
	削減義務率	・第一期と同様に、原則、既存事業所と同様の削減義務率を適用 ・ただし、第二期は「2020年までに2000年比25%削減」に向けて、「より大幅な削減を定着・展開する期間」となる（削減義務率が第一期より9ポイント高くなる）ことを考慮し、<u>削減義務率の段階適用を実施（第二期から新たに削減義務の対象となった事業所には、第一期の削減義務率（8%又は6%）を適用）</u>
	追加的な配慮	・第一期の途中から削減義務の対象になった事業所に限り、削減義務の対象となつてからの最初の5年間は、第二期に入ってから第一期の削減義務率（8%又は6%）を適用。その後、<u>第二期の残りの期間について、第二期の削減義務率（17%又は15%）を適用</u>

1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

○新規事業所の基準排出量及び削減義務率の適用イメージ
《新規事業所》



《既存事業所》



1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

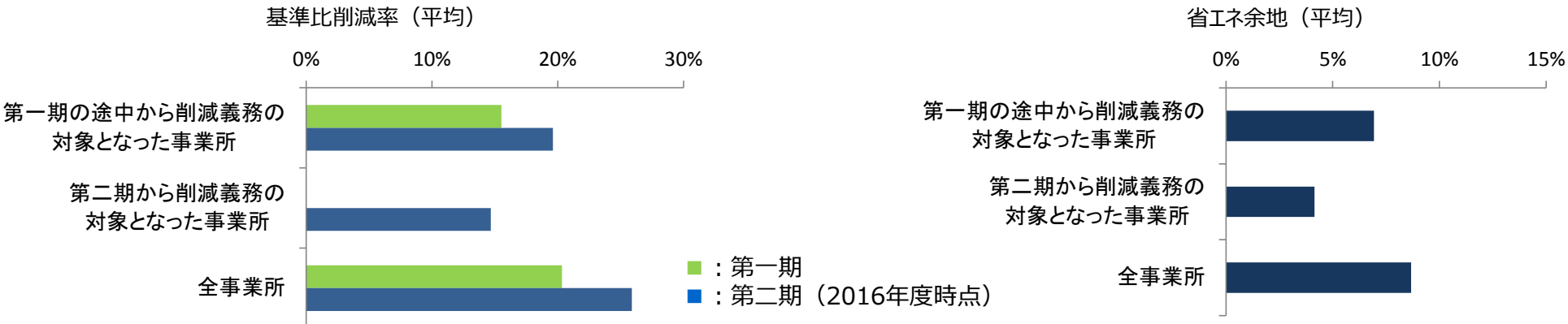
○現行の削減義務率適用イメージ

		「2020年までに2000年比25%削減」に必要な削減義務率										事業所数	
		8%又は6%					17%又は18%						
計画期間	基準年度	第1期					第2期						
年度		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019		
既存事業所		2002～2007										約1,000	
新規事業所	第1期の途中から削減義務の対象となった事業所	①過去実績 (義務開始年度の4年度前から前年度までのうちの連続する3か年度平均値)	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	約200	
			8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%		
		指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%		
		指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%		
		指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%		
	第2期から削減義務の対象となった事業所	②排出標準原単位 (2005～2007年度排出量ベース)		指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%		
					指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%		
						指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%		
							指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%		
								指定	指定	指定	8% / 6%		

※上表中「指定」とあるのは、1,500kL以上ではあるが削減義務の対象となる前であることを示す。

○これまでの削減実績等

- ・第一期の途中から削減義務の対象となった事業所では、第一期、第二期2か年目の削減実績は制度全体の平均的な削減レベルより低い状況であるが、各期の削減義務率以上の削減を達成している。
- ・第二期から削減義務の対象となった事業所においても、第二期2か年目の削減実績は制度全体の平均的な削減レベルより低い状況であるが、第二期の削減義務率程度の削減は達成している。
- ・また、これらは新築の事業所が多いため、第三期までに設備更新の対象となる機器が少ないこと等から、省エネ余地は全事業所と比較すると少ない傾向が見られる。



1. 第三期の削減義務率等について（現行の基準排出量を継続する場合）

○新規事業所に多い主な業種の排出原単位の比較

(kg-CO₂/㎡)

用途	* 基準年度 (2002～2007年度 排出量ベース)	基準排出量設定に用いる 排出標準原単位 (2005～2007年度 排出量ベース)	2015年度排出量	
			* 全事業所	新規事業所
I-01 事務所	139.3	100	96.1	90台
I-02 情報通信	751.0	380	675.3	600台
I-04 商業	183.4	160	133.7	120台

※各用途の面積の割合が、全体の延べ面積（駐車場及び工場その他を除く）に対して8割以上である事業所のみを集計
（*印があるものは、2016年度の省エネカルテからの抜粋）
情報通信のうち、データセンターの排出標準原単位は、610(kg-CO₂/㎡)と設定

○新規事業所の基準排出量の設定方法別の事業所数割合

	過去の排出実績に基づく方法	排出標準原単位に基づく方法
第一期の途中から削減義務の対象となった事業所	約75%	約25%
第二期から削減義務の対象となった事業所	約50%	約50%

○第三期における対応

これまでの対応も踏まえ、新規事業所について、第三期の対応（基準排出量の設定方法、削減義務率の適用、追加的な配慮）をどのように考えるべきか。

*「2030年目標を踏まえて新たに設定する削減義務率

※対象事業所等からは、「新規参入事業所への削減義務率の段階適用などは有効に機能している仕組みであり、第三期にも継続を」との声が寄せられている。

1. 第三期の削減義務率について（現行の基準排出量を継続した場合）

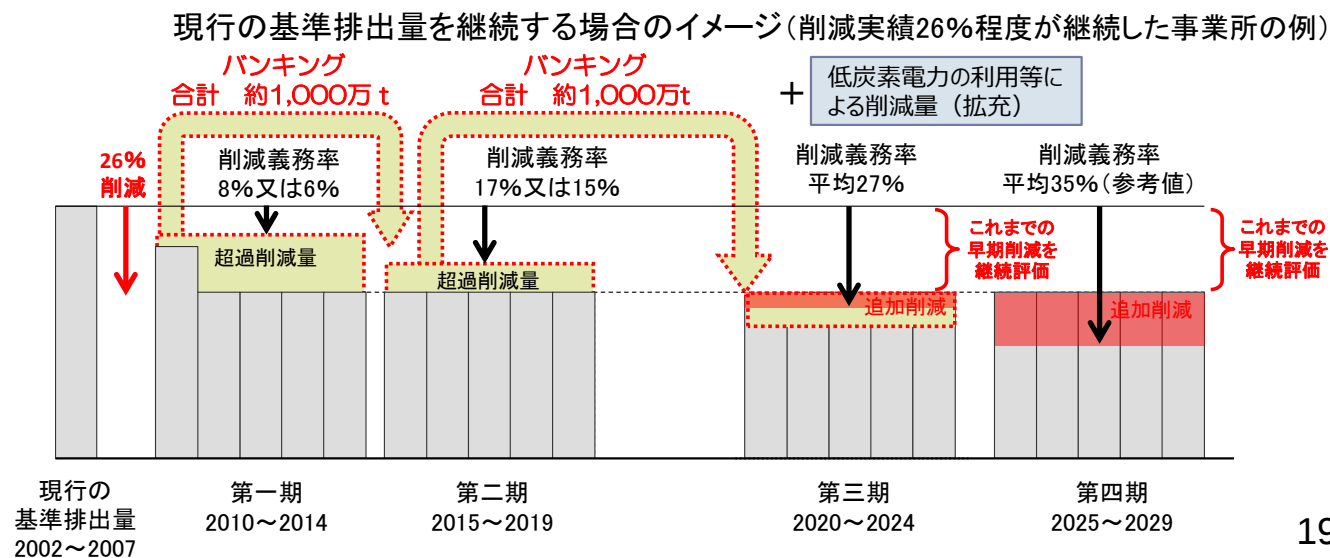
④バンキングの仕組みについて

○本制度における考え方とこれまでの状況

- ・本制度では、早期削減を促す観点から、制度導入時よりバンキングの仕組み（早期の省エネ投資等の成果（超過削減量等）を後期の削減義務の達成に活用できる仕組み）を導入している（早期削減を促す観点から、ボローイングの仕組みは導入していない。）
- ・同時に、低炭素・脱炭素社会の実現にむけて継続的な追加削減を推進していただく必要もあるため、バンキングを無制限に認めることは、後期における追加的な実削減への影響が懸念されることから、翌期に限るものとしている。
- ・対象事業所においては、制度導入が決まった2008年度以降、早期削減に取り組まれ、第一期初年度の時点で既に第一期の削減義務率を上回る基準比10%削減を達成した。
- ・さらに、2011年の震災後の電力危機に多くの対象事業所が対応して乗り切り、その後も無理のない賢い節電にシフトしながら、大きくリバウンドすることなく削減を継続している。その結果、第一期には9割もの事業所が取引をせずに自らの削減対策で義務を達成し、約8割の事業所が既に第二期の削減義務率以上の削減を達成
- ・対象事業者からは、新たな基準排出量の設定により、これまでの削減努力が反映されなくなることから、早期削減の成果であるバンキングの期限撤廃の要請もあったが、現行の基準排出量を継続することで、これまでの早期削減の成果を継続して反映することができると考える（早期の投資等の効果による削減実績は、基準排出量との差で反映可能）
- ・また、第三期・第四期には、「2030年目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据え、省エネの継続に加え、再エネ利用拡大を図るフェーズであり、更なる追加削減を期待する時期となる。

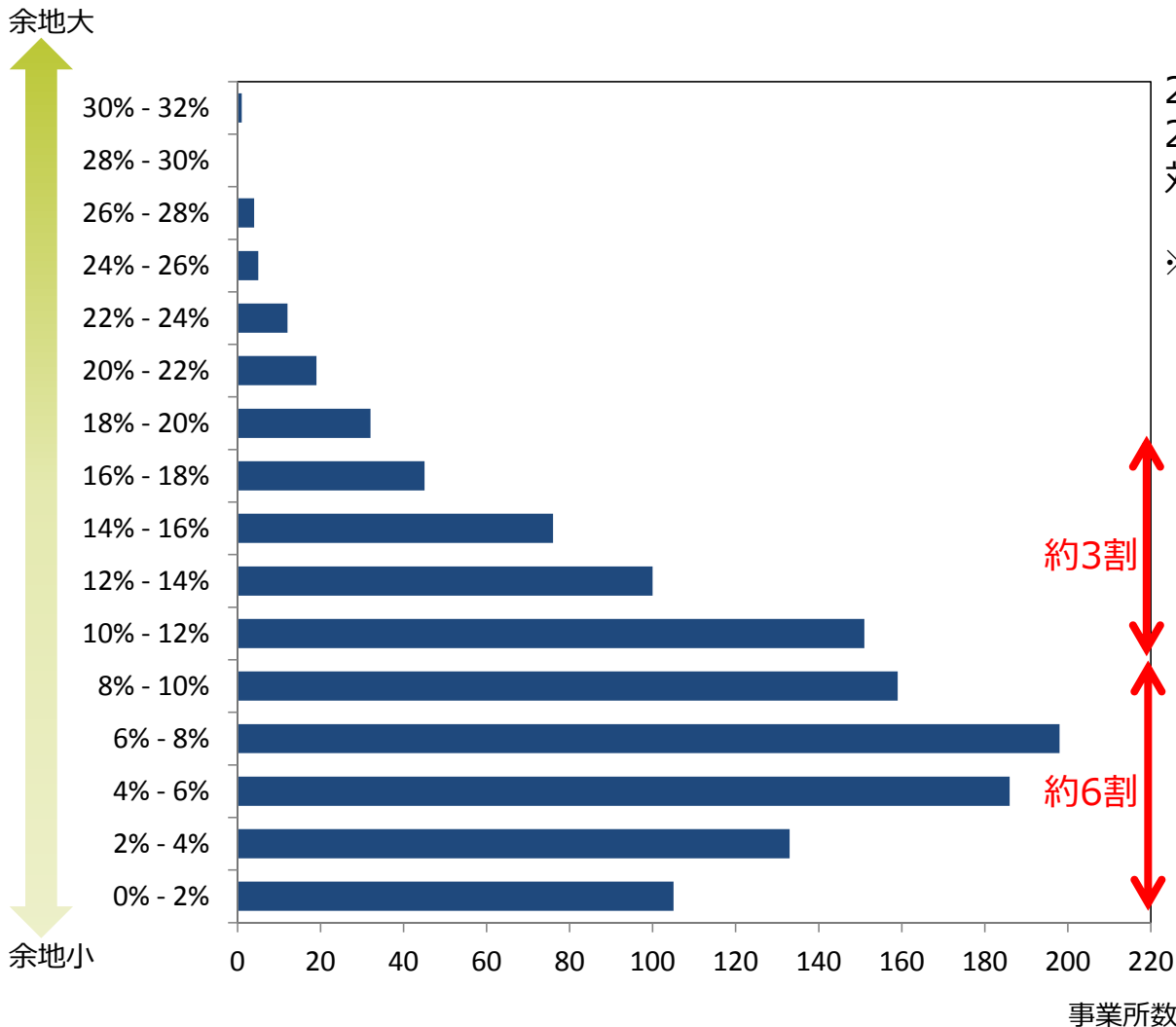
○第三期における対応

翌期までとしているバンキングの仕組みを、早期削減の観点等から、第三期以降はどのような取扱いとすべきか。



【全対策の省エネ余地】

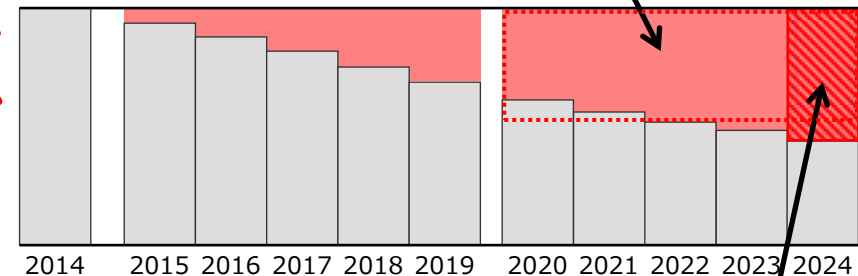
$$\text{各事業所の省エネ余地 (\%)} = 1 - (1 - \text{対策1の省エネ余地}) \times (1 - \text{対策2の省エネ余地}) \times \dots \times (1 - \text{対策nの省エネ余地})$$



2024年度における省エネ余地（単純平均）：約9%
 2024年度における省エネ余地（最大値）：約33%
 対象事業所全体の2024年度における省エネ余地
 ：約100万t

※全対象事業所（約1,200事業所）の「2014年度排出量×省エネ余地(%)」の合計

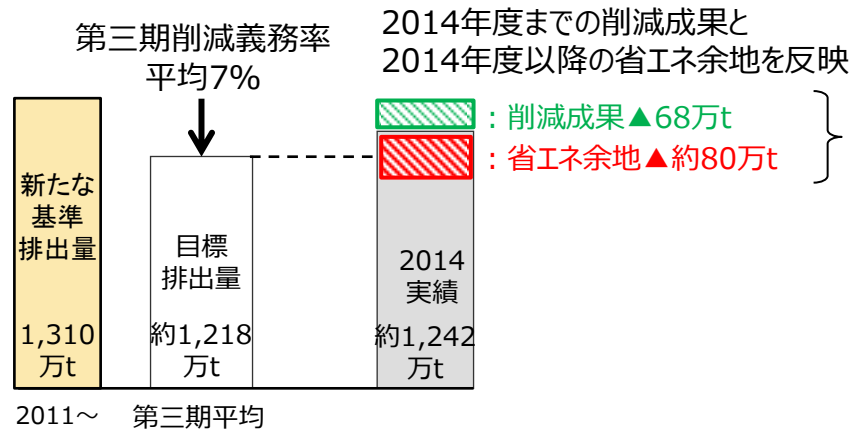
2015年度以降、2024年度まで毎年度、
 同じ量の削減量が追加されると想定した場合の
 第三期における削減見込み（第三期平均）：約400万t
 （第三期平均）：約80万t/年



2024年度における省エネ余地
 2014年度排出量×省エネ余地 (%)
 ：約100万t

第三期の目標排出量と総排出量の比較

【新たに基準排出量を設定する場合】



低炭素電力の利用等による
削減量（拡充）

加えて、

早期取組の成果
(第二期からのバンキング)
5か年分計 約1,000万t

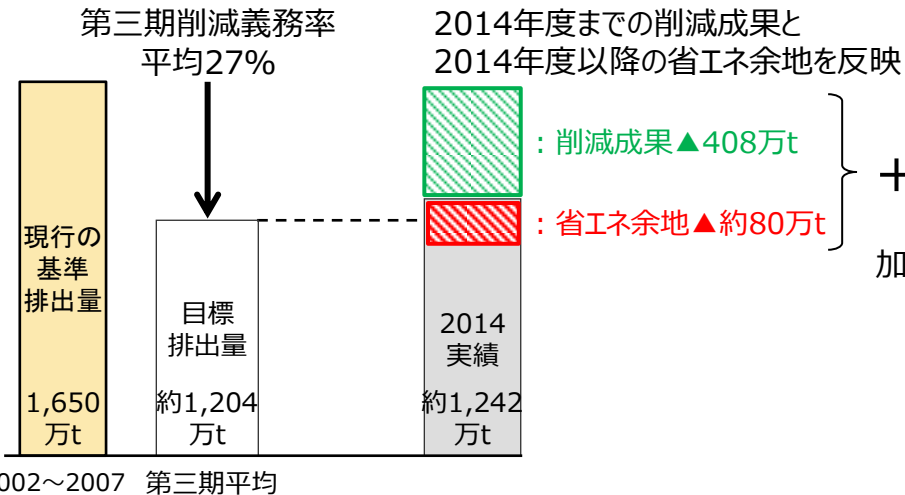
排出量取引

(参考)

対象事業者等から寄せられた意見等

- ・第二期より義務が緩くなったと経営者やテナント等の関係者の誤解を招き、削減対策推進の障害になることも懸念
- ・早期削減の努力が反映されず、不公平

【現行の基準排出量を継続する場合】



低炭素電力の利用等による
削減量（拡充）

加えて、

早期取組の成果
(第二期からのバンキング)
5か年分計 約1,000万t

排出量取引

- ・現行基準からの削減義務率が示されたほうが分かりやすく、関係者へも説明しやすい
- ・早期削減の努力が反映できる